

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十一號

總務部部長
警察部長

鳥取縣防空連絡協議會委員其ノ他ノ旅費支給規程左ノ通定ム

昭和十七年五月一日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣防空連絡協議會委員其ノ他ノ旅費手當支給規程

第一條 鳥取縣防空連絡協議會、委員幹事及書記ニシテ會議ニ出席シタルトキ又ハ會務上必要ナル出張ヲ命ゼラレタルトキハ

本規程ニ依リ手當若ハ旅費ヲ支給ス但シ他ヨリ旅費若ハ手當ヲ支給セラル、者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 旅費及手當ハ別表ニ依リ之ヲ支給ス但シ本縣官公吏ハ其ノ官公職相當ノ額ニ依ル

第三條 會議開催地居住ノ委員（但シ官公吏ヲ除ク）ニシテ議會

昭和十七年五月一日
第千三百二十九號

金曜日

本書ノ六キサハ國定規格A5判

ニ出席シタルトキハ別表ニ定ムル額ヲ手當トシテ支給ス
第四條 前二條ノ外旅費支給ニ關シテハ縣費支辨旅費規則ニ依ル
第五條 特別ノ事由ニ依リ本規程ニ依リ難キモノ、手當旅費額及其ノ支給方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表 旅費

區別	車馬賃	日當	宿泊料	食卓料	鐵道
縣外	九十錢	五圓	七圓	五十錢	二等實費
縣内	七十錢	三圓六十錢	五十錢	五十錢	二等實費

手當 金參圓

00306

告示

鳥取縣告示第百三十六號

鳥取縣防空連絡協議會規程左ノ通り定ム

昭和十七年五月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣防空連絡協議會規程

第一條 鳥取縣廳ニ鳥取縣防空連絡協議會(以下單ニ協議會ト稱

ス)ヲ設置ス

第二條 協議會ハ鳥取縣防空計畫設定並防空業務ニ關シ必要ナル

事項ヲ審議スルモノトス

第三條 協議會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 協議會ノ會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 協議會ノ委員ハ左ニ掲グル職ニ在ル者ニ知事之ヲ委囑又

ハ任命スルモノトス

姫路師團參謀長

舞鶴鎮守府參謀長

大阪鐵道局長

廣島遞信局長

鳥取縣總務部長

鳥取縣警察部長

鳥取縣學務部長

鳥取縣經濟部長

鳥取市長

米子市長

鳥取放送局長

鳥取縣農會長

中國配電株式會社鳥取支店長

鳥取縣醫師會長

鳥取縣藥劑師會長

其ノ他知事ニ於テ特ニ必要ト認ムル者

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ會長ノ指名スル

委員會長ノ職務ヲ代理ス

第七條 協議會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ警察部警務課長ノ職ニ在ル者

ニ知事之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 協議會ニ書記若干名ヲ置ク書記ハ警察部警務課警部及防

空係ノ職ニ在ル者ニ知事之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

附則

00307

本規程ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第百三十七號

入頭郡畜産組合組合副長任期滿了ニ付左記ノ通選任ノ件五月一日付認可セリ

昭和十七年五月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

入頭郡智頭町大字三吉百四十八番地

組合副長 前 川 定 雄

鳥取縣告示第百三十八號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十七年三月十一日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付クベシ

昭和十七年五月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

記

検査月日 検査場所 検査區域 牽付時刻

昭和十七年五月十一日 日野郡大宮村 大宮村一圓 午前十時

同	五月十二日	同阿毘緣村大字	阿毘緣村一圓	午前十時半
同	五月十三日	同山上村大字	山上村一圓	同
同	五月十五日	同多里村大字	多里村一圓	同
同	五月十六日	同日野上村大字	日野上村一圓	同
同	五月十八日	同福榮村大字	福榮村一圓	同
同	五月十九日	同石見村大字	石見村一圓	午前十時
同	同日	同同村大字	石見村一圓	午後二時
同	五月二十日	同黒坂町大字	黒坂町一圓	午前十時
同	同日	同同町大字	黒坂町一圓	午後二時
同	五月二十日	同日野村大字	日野村一圓	午前十時
同	同日	同同村下榎	日野村一圓	午後二時
同	五月二十日	同根雨町大字	根雨町一圓	午前十時
同	同日	同同町大字根雨	根雨町一圓	午後三時
同	同日	同神奈川村大字	神奈川村一圓	午前十時
同	五月二十日	同同野村大字	日野村一圓	午前十時
同	同日	同同村下榎	日野村一圓	午後二時
同	同日	同同町大字	黒坂町一圓	午後二時
同	同日	同上菅	黒坂町一圓	午前十時
同	同日	同同町大字	黒坂町一圓	午後二時
同	同日	同日野村大字	日野村一圓	午前十時
同	同日	同同村下榎	日野村一圓	午後二時
同	同日	同同町大字	根雨町一圓	午前十時
同	同日	同同町大字	根雨町一圓	午後三時
同	同日	同神奈川村大字	神奈川村一圓	午前十時

同 五月二十日	同 神奈川村大字洲ヶ崎	神奈川村一圓	午後二時
同 五月二十日	同 江尾村大字	江尾村一圓	午前十時
同 同日	同 江尾村大字	江尾村一圓	午後二時
同 五月二十七日	同 米澤村大字	米澤村一圓	午前十時
同 五月二十九日	同 日光村大字	日光村一圓	午前十時
同 五月三十日	同 日光村大字	日光村一圓	午前九時
同 同日	同 溝口町大字	金屋谷岩立	午後二時
同 六月一日	同 中祖	溝口町一圓	午前十時
同 同日	同 溝口	溝口町一圓	午後二時
同 六月二日	同 福岡	二部村一圓	午前十時
同 六月三日	同 二部	二部村一圓	同
同 六月四日	同 清原	八鄉村一圓	同
同 六月五日	同 眞野	八鄉村一圓	同

◆鳥取縣告示第百三十九號

日野郡畜産組合ニ對シ溝口、三榮定期牛馬市場廢止ノ件四月二十七日認可セリ

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第百四十號

日野郡畜産組合ニ對シ根雨常設家畜市場業務規程第三條中左ノ通改正ノ件五月一日付認可セリ

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本場 一月ヨリ十一月迄毎月四日、五日、六日、十四日、十五日、十六日、二十四日、二十五日、二十六日、十二月四日、五日、六日、十四日ヨリ十八日迄二十四日、二十五日、二十六日

三榮分場 一月ヨリ九月迄毎月二日、三日、十二日、十三日、二十二日、二十三日

日野郡日野上村 十月二日、三日、十二日、十三日、二十一日

大字三榮	日ヨリ二十四日迄、十一月二日、三日、十二日、十三日、二十二日、二十三日、二十二日、三日、十二日、十三日、二十二日、二十三日
溝口分場	一月ヨリ十月迄毎月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日、十一月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日
日野郡溝口町	一月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日、十一月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日
大字溝口	一月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日、十一月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日

◆鳥取縣告示第百四十一號

岩美郡福部村左近久志羅耕地整理組合ノ目的事項完成ニヨリ解散セリ

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第百四十二號

産産登録簿ノ訂正並取消者ノ如シ

昭十七年五月一日 鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 東伯郡旭村大字本泉三一番屋敷

新住所 東伯郡三德村大字門前九番次一番屋敷

昭十七年四月十日住所變更ニ依リ名簿訂正方出願ニ對シ同年四月二十二日訂正

大 西 し づ 江

前本籍 鳥取縣八頭郡丹比村大字德丸八五六番地ノ二

新本籍 同縣氣高郡正條村大字濱村八九番屋敷

前住所 同縣八頭郡丹比村大字富枝四八番地

新住所 新本籍ニ同シ

昭十七年三月十四日婚姻ニ依リ前姓松本ヲ木下ニ改姓並本籍住所變更ニ依リ名簿訂正方出願同年四月二十二日訂正

舊氏名 松 本 芳 子

新氏名 木 下 芳 子

住所 入頭郡上私都村大字福地五一番屋敷

昭十七年四月十五日滿洲國ニ轉住ニ依リ名簿取消方出願同月二十二日取消

田 中 喜 代 子

住所 氣高郡青谷町大字青谷九七番屋敷

昭十七年四月八日兵庫縣神戸市兵庫區水木通三丁目六二番屋敷ニ轉住ニ依リ名簿取消方出願同月二十二日

00310

取消

中井春枝

鳥取縣告示第百四十三號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年五月一日

鳥取縣知事

土肥米之

本籍 鳥取縣西伯郡夜見村二二八番地

住所 同上

昭和十七年四月八日第八五七號登錄

矢倉トキエ

大正九年十月七日生

鳥取縣告示第百四十四號

左記墓地ハ今回改葬ヲ要スルモ縁故者不明ノモノ有之ニ付有縁者ハ四月三十日迄ニ管理者宛申出ラルベク若シ期日迄ニ何等申出無キ場合ハ管理者ニ於テ適宜措置セラルベシ

昭和十七年五月一日

鳥取縣知事

土肥米之

一 墓地所在地

尼崎市今北字宮本西十六番地ノ二東光寺境内

一 墓碑數 一六〇基

一 管理者 東光寺住職 平井祐嚴

鳥取縣告示第百四十五號

價格ニ依リ本縣ニ於ケル木製模擬銃ノ販賣

價格左ノ通指定ス

昭和十七年五月一日

鳥取縣知事

土肥米之

木製模擬銃最高販賣價格

規格	單位	製造業者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
長三尺七寸五分	一本	三、圓〇〇	三、圓一五	三、圓五〇
長三尺五寸五分	一本	二、八〇	二、九五	三、三〇

一、本表價格ハ製造業者 東伯郡倉吉町 松本英利ノ證券ヲ貼付シタルモノ、賣主庭先渡價格トス

二、荷造包裝費ハ賣主負擔トス

鳥取縣告示第百四十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年五月一日

鳥取縣知事

土肥米之

一 組合ノ名稱及地區

00311

彙報

林野火災に注意せよ

― 向後三ヶ月間が乾燥季 ―

(林務課)

林野火災は國民の自覺に依つて逐年減少の傾向にあつて洵に喜ばしい次第であるが、併し未だ之が根絶を見るに至らず、昨年の如きも火災件數二十三件、面積百八十四町一反七畝、損害額一萬七百五十圓の可憐森林資源を空しく烏有に歸して居り、大戦下高度の林産物増産を必要とする折柄洵に遺憾に堪へないところである。

殊に向後三ヶ月間は乾燥期に這入つて居るので、關係町村並に警察署に於ては左記事項に關し一段の徹底を圖り更に關係者は固より、一般に於ても細心の注意を怠らず之が林野火災の絶滅を期して森林資源を確保せられるやう切望する次第である。

- 一 林野火災警防思想の普及徹底を圖ること
- 二 牧野及び採草地に對する火入の取締を嚴重にし無願火入の絶滅を期すること

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ勞研饅頭ノ製造並ニ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

(一) 額

勞研饅頭最高販賣價格

卸賣業者最高販賣價格 二十三匁附一個 〇、〇四

小賣業者最高販賣價格 同 一個 〇、〇五

本表量目ハ蒸上リ十時間後ニ於ケル量目トス

本表價格ハ使用スル穀粉重量ノ一割五分以上ノ砂糖ヲ使用スルモノ、販賣價格ニシテ蔬菜類、豆類、海藻類重量割

合五分ノ一未滿混入シタルモノヲ含ム價格トス

右規格ニ該當セザルモノハ本表價格ノ半額以下トス

(ハ) 一個重量二十三匁(蒸上リ十時間後)未滿ノモノハ本表

價格ヲ基準トシ重量割合ニ依リ算出シタル額ノ半額トス

(ホ) 卸賣業者最高販賣價格ハ買主店先渡價格トス

實施ノ日

昭和十七年五月一日

認可ニ附シタル條件

價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ掲示スベシ

00312

- 三 造林地拵へ、製炭等に際し火氣の取締を嚴重にすること
- 四 厩内に於ける焚火及び煙草の吸殻の始末を嚴重にすること
- 五 野火防止組合及び警防團員等を獎勵し監視を嚴重にすること
- 六 國有林野の所在町村にあつては常に其の所轄官署と連絡を取り、官有民林野を一貫する林野火災警防の實を擧げること
- 七 野火發生の場合には速に消火の措置を講ずること
- 八 野火發生の場合には速かに消火の措置を講ずると共に犯人の檢舉に遺憾なきを期すること

水稻肥料の使ひ方

時期・分量・施肥方法を誤るな

(農務課)

現下我國の食糧事情よりして主要食糧の増産を圖るは喫緊の要務である。然るに昨年の本縣稻作は農家の懸命の努力にも拘らず天候及び病虫害等の影響に依り目標額七十六萬四千五百八石に對して實收高は五十四萬七千五百五石となつてみて芳しからぬ成績であつた。固より之が増産に付て各農家は懸命の努力を拂ひつゝあるのであるが、本年は更に昨年より増産目標を高めて七十七萬四千、千八百石とし、本年は是非共之が目的達成を期することゝな

つてゐるので、一般農家に於ても左記肥料の使ひ方を熟知して右目標額の達成に邁進せられんことを切望する次第である。

窒素 水稻の栽培に最も必要な肥料は窒素質肥料であつて、之**肥料**を上手に使用し其の萬全を圖ることに依つて生産目的の大半は達成せられるのであるが、アンモニア態窒素は水田土壤中其の存在するところに依つて酸化還元作用を受け土壤中より損失することが多い。特に近時の配給肥料は最も損失し易い硫酸が主位を占めてゐるから施肥方法に注意しなければならぬ。

磷酸 水稻肥料中最も必要性少く、且つ窒素肥料の如く土壤中**肥料**より損失する虞もなく施用磷酸の殆どは土壤中に吸着され、水稻に利用された殘部は土壤中に殘存するものである。

加里 窒素に次で必要であるが、最近配給は皆無の状態である**肥料**から、特に堆肥の處理方法の改善に努めると共に草木灰の糞集に努めねばならぬ。

◆肥料別施用上の注意

硫酸 無期速効可溶性の肥料であるから施用方法時期數量を充分考慮し、其の肥効を最高度に發揮するやう留意せねばならぬ。

(イ) 元肥の施用—元肥の施用に際しては從來灌水後施用する

00313

石灰 土壤と水分の兩者があつて初めて分解しアンモニア態窒素となり、土壤に吸着される。分解の時有害作用を起すから元肥とし、灌水五日前頃に施用して土壤とよく混和することゝなが必要である。而も硫酸の如く土壤中から急速に損失することなく、肥効が持続的で最も有効的な肥料であるから亂用せず、反當三貫を限度として殘部を硫酸の追肥で補ふべきである。濕田に施用する場合施用方法に依つて分解しないことがあるから濕田には施用を避けるがよい。

過磷酸 磷酸の肥効は水稻には少いが、少量宛毎年施用することゝ**石灰**とが必要である。磷酸は土壤によく吸着されるから、追肥に用ゐるより元肥に施用するがよい、寧ろ肥効の多い前作の麥、紫雲英に多量に施して置くことが合理的である

臨時配合 本年一月以降の配合肥料は從來より特に硫酸の多**肥料**い配合肥料に改められたから、施用に當つては多くなり過ぎないやうにせねばならぬ。

トーマス 之は水に溶解し難い。従つて施用後直に作物に吸**磷酸** 收されるものでなく、土壤中で炭酸ガスと水の作用を受けて初めて磷酸—石灰に變化し吸収される。其處で水と炭酸ガスの豊富な水田では此の變化が速に行はれ、肥効も過磷酸石灰の七一八割に相當する。其の施用法は元肥として施し分解を

早め、而も堆肥と併用することが有効である。又石灰分を四十八%も含み、アルカリ性が強いから石灰窒素と木灰との混用は差支へないが、硫酸入糞尿等のアンモニア性窒素を含む肥料又は磷酸石灰と混用してはならぬ。

磷酸 トーマス磷酸と同様水に溶解し難いから水田肥料アルミナとして有効であるが、其の肥効が徐ろであるから元肥として施用するがよい。肥効は過磷酸石灰に較べ七一八割である。

特殊化成 トーマス磷酸と同様磷酸石灰に比し七一八割の**肥料**効がある。但し窒素成分の効果は硫酸と同等である。性質はアルカリ性でないからアンモニア態窒素を含む肥料と化合してもよい。

苦汁 作物や土壤に對し、種々の影響を及ぼすから注意を要**加里** する。施用に當つては吸濕性であるから配合肥料の原料にしてはならぬ。反當施用量は五貫内外とし施肥は二番除草頃がよい。

石灰 酸性土壤の改良と土中の不溶解成分を可溶性に變化して**肥料**不足を補ふものであるから、反當十貫位施用するがよい。

00314

慣習が多いが、此の方法は灌水前全耕土に深く混和する肥料に較べて其の肥効は約半分に過ぎないので、次のやうに改善することが必要である。

二番鋤前又は碎土前に田全面に施用してから二番鋤又は碎土して土壌と能く混和するやう努めることが必要であるが、施肥後灌水までに五日以上を要するやうな場合には肥効が減ずるから灌水の見込みが立たぬときは灌水の見込みの立つまで一番鋤のまゝ放置し、五日以内に灌水出来る見込みが立つてから施肥するやうにすること。

灌水が不便であつて土質(重粘土)努力の関係から碎土整地をして置く場合は灌水見込みの日から二、三晝夜前に田全面に施用し、灌水當日施用することは避けること。

山間部の水保ちの悪い田に於て灌水後中鋤をする地帯では、中鋤前に田面水を完全に落してから均一に施用して中耕し、出来るだけ肥料を深く土壌と混和するやうに施すこと。

(ロ) 追肥の時期—水田のアンモニア態窒素は澁水状態の土壌中でも酸化還元作用を受けて損失し、特に砂質の水保ちの悪い田に於ては甚しいから、施用に當つては肥料を分施することとは肥効増進上必要であるが、時期を誤れば却つてイモチの發生又は稔實の低下等を來し肥効を減ずるから追肥の時期に

注意せねばならぬ。

施肥の時期には元肥、分蘖肥、草肥及穗肥の四時期がある。分蘖時期に於ける施肥は最も分蘖を増加するので、平坦部では七月十五日—二十日、山間部では同五日—十日の頃で、草肥(平坦部では七月二十五日—八月五日、山間部は七月十五日—二十五日頃)施肥は葉は長大になるが、イモチ害を被り易い時期であるから絶対施肥しないやうにし、穗肥は稈長穗長有効莖を増大せしめるものであつて、施肥の殆どが穗の形成に利用されるため特に收量を増大せしめるものであるから必ず此の時期を測つて施肥するやう考慮せねばならぬ。平坦部では稲の節間約五分、山間部では約三分程度伸びた時が適期であつて、此の時期は五日間程である。

(ハ) 施用量—分施は肥効を増大するものであるから、従來の施用量に較べ絶対量を二割位低下しても肥効には變りはない施用量は水保ちの良い田では基肥に重點を置いて全量の三分の二を施し、分蘖肥は土壌との混和が不充分であるから、寧ろ此の時期の施用は止めて穗肥に殘部の三分の一を施用し、水持ちの悪い田、特に砂質土にあつては寧ろ分蘖肥を重要視し、基肥三分の一・五、分蘖肥三分の一、穗肥に殘部を施用するやうにするが宜い。

00315

馬の生産増加に就て

今年は第一次増殖計畫の最終年
進んで産馬振興に協力を切望す

(農務課)

戦争に於て馬がどんなに重要な役割を勤めてゐるかは今更多言を要しないのであつて、まことに軍用馬は機動作戦の生命線といふべきである。近時機械化された輸送機關の進歩と共に、軍事輸送がこれによつて目ざましい大活躍を行つてゐることはもとよりであるが、しかし實戦上不便な地勢と個々の作戦に於て、馬の偉大なる功績は永久に戦争の重要な基幹をなすものである。それは恰も機械化部隊の勳功赫々たると共に、戦闘の中心勢力をなすものが依然として歩兵であると同様であるといへよう。

然るに我が國に於ける馬の飼養は尙々不振の域を脱せず、特に本縣の馬生産状況は實に貧弱な状況にある。従つて馬の生産増加は本縣として洵に喫緊の要務といはねばならぬ。

馬の生産を増加するについては、種付牝馬の増加を圖つてその

生産率を増進することが第一であるが、今本縣の實情について見ると四歳以上の牝馬で、全く蕃殖に供用されないものが現在蕃殖に供用されてゐる頭數よりも多いのであつて、これらのものは事情の許す限り種付をし、尙現在隔年種付をしてゐるものは、これを連年種付としてその増殖目的達成に邁進せねばならないのである。

又本縣に於ける牝馬の蕃殖成績は、不妊産の被害の爲に種付頭數に對して生産率は僅かに五〇%程度に過ぎず、しかも分娩後一ヶ月以内に於て仔馬の斃死するものが亦相當多數に上る現状にあることは遺憾である。今、我が國立種馬牧場に於ける生産率が八五%以上の成績を示してゐることに徴すれば、本縣民間馬に於てもその蕃殖障壁を除去することに努めたならば本縣に於ける生産率増進の實現は決して不可能ではないのである。依つて本縣では將來地方馬の生産率を約七五%に高め、又仔馬の斃死を現在の二分の一に減少せしめて馬産經濟をより有利にし、國家の福祉を増進しようとしてゐるのである。

即ち本縣に於ては昭和十三年三月に關係官民協議の上、鳥取縣産馬振興五ヶ年計畫を樹立して着々その實績を擧げてゐるのであるが、過去四ヶ年間の成績は遺憾ながら毎年種付並に産駒數計

00316

書頭數に達してゐない實情にある。よつて本年は前記計畫の最終年にも相當してゐるので、是非共當年計畫頭數の種付を實施して明年三月更に輝かしき第二次計畫を樹立したいと考えてゐるのである。

○ 蕃殖に用ふる牝馬の選定は血統がよく、体格外貌の整つた能力のある、そして性質の良い健康なものを選ばねばならぬ。よく腹は借物など、いつて種牡馬の選擇にのみ重きを置く傾向もあるが、良い種牝馬からでなくては丈夫な良い馬の生れぬことは、同じ種を蒔いても畑の善悪に因つて收穫が違ふのと變りはない。勿論馬の用途即ち乗鞍馬としての体型資質を具備することを必要とするのであるが、一般に肋張りのよい腹部の豊潤な、骨盤の廣い所謂牝馬らしい容相を備へたものがよいのであつて、かやうな牝馬は蕃殖成績も良好なのである。

新に牝馬を買入れる人は前に述べた以外に、更に本縣の産馬方針に適つた馬を買ふやうにせられたいのであつて、本縣獎勵馬は小格輓馬で概ね体高一米四〇—一米五〇(四尺六—四尺九五)胸圍率一一六以上、管圍率一二、五以上の体格標準を具備することが必要である。胸圍率とは胸圍を体高で割つた率、管圍率とは管圍を体高で割つた率である。尙種類はアングロノルマン種の系

統のものが最適である。

○ 蕃殖牝馬の飼養管理、種付妊娠分娩並にその後の注意等については今説明を略するが、しかし要するに飼料を適正にして餘り肥滿に過ぎず又瘦せ過ぎぬやうにし、大体八分肉程度にして適度の運動を必要とする。飼養管理の不良はやがて不妊及び流産の原因となるのである。

しかし飼養管理に於て自然性を重んずることは最も大切である。年中放牧されてゐる馬は風雨寒暑に曝されながら強健であつて流産も少く、舎飼地方のものは行届いた注意を受けながら弱くて流産の多いのも自然に反する飼養管理となりがちである爲である。適當な注意の下に出来るだけ外に出して、適度な運動なり勞役を課して自然に抵抗力を養ふことが大切である。

昭和十七年五月一日印刷
昭和十七年五月一日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所